

# 平成31年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会 事務職採用試験実施要領

平成31(2019)年4月25日

平成31年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）事務職採用試験を次のとおり行います。

## 1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
事務職	A	1人程度	協議会において、一般事務に従事する。

(注) 採用予定人数については変更になる場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- (1) 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者※
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 次のアからエに該当しない者
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれと同等と認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者も受験可能（いわゆる飛び級入学により大学卒業した者の特例）

## 3 受付期間等

**受付期間は、平成31(2019)年5月1日（水）から平成31(2019)年5月20日（月）まで**です。

（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

**郵送の場合は、平成31(2019)年5月20日（月）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

#### 4 試験の日時及び方法等

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について、第3次試験は第2次試験の合格者について行います。

##### (1) 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	日 時	場 所	合格発表
第1次試験	平成31(2019)年6月9日(日) 午前8時45分から 午後3時頃まで (開場は午前8時15分予定)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか (松山市若草町8番地2) * 集合場所は松山市総合福祉センター1階ロビー	平成31(2019)年6月中旬 (予定)に協議会前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第2次試験	平成31(2019)年7月7日(日) (予定)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか * 詳細は第1次試験合格者に通知する。	平成31(2019)年7月中旬 (予定)に協議会前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第3次試験	平成31(2019)年8月上旬 (予定)	松山市総合福祉センター 5階 小会議室ほか * 詳細は第2次試験合格者に通知する。	平成31(2019)年8月中旬 (予定)に協議会前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。

##### (2) 試験の方法

区分	科 目	内 容	形 式	時 間
第1次試験	教養試験	一般知識、知能及び教養について	択一式(40問)	120分
	専門試験	職務遂行に必要な専門知識について	択一式(40問)	120分
	事務適性試験	職務遂行に必要な適性について (正確さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(100問)	10分
(注) 得点配分は、教養試験：専門試験：事務適性試験＝2：2：1とする。				
第2次試験	適性検査*	職務遂行に必要な個人特性等について		約60分
	集団面接	主として人物についての集団面接		約50分
	集団討論	出された題に対する集団での討論		約50分
<p>詳細は、第1次試験合格者に通知する。 * 適性検査は試験の参考とするものであり、得点化はしない。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(集団面接：集団討論)＝1：9(4.5：4.5)とする。</p>				
第3次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約15分
	<p>8月上旬(予定)に口述試験を行う。その他詳細は、第2次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第2次試験：第3次試験(口述試験)＝4：6とする。</p>			

### (3) 第1次試験 出題分野

試験科目	出題分野
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係

## 5 受験手続（協議会の所在地等は最終ページを参照）

### (1) 申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、協議会総務調整課、協議会各支所（北条・中島）、愛媛県福祉人材センター（愛媛県社会福祉協議会）でお渡しします。

郵便により請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と「試験区分」を朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒（角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの）を同封して協議会総務調整課に送付してください。

協議会ホームページから印刷することもできます。印刷の際はA4両面印刷をしてください。

### (2) 申込書及び受験票を協議会総務調整課へ提出してください。

申込書及び受験票（申込書及び受験票には同じ写真を貼ること。写真は、申込前3ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものであること。写真の裏に申込者の氏名を明記してから貼ること。）に必要事項を記入して協議会総務調整課へ提出してください。

郵便の場合は、封筒の表に「受験」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズの封筒に82円分の切手を貼ったもの）を同封して簡易書留で協議会総務調整課に送付してください。また、郵送の場合、封筒には差出人の住所・氏名を必ず記入してください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。

平成31(2019)年5月27日（月）までに受験票が届かない場合は、協議会総務調整課へ問合せてください。なお、ホームページ上から直接申し込みはできません。

※提出書類

- ・「申込書」「受験票」
- ・あなたの宛先を明記した返信用封筒（郵送で提出する場合のみ）

## 6 採用予定日及び給与等

### (1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(作成された日から1年間有効)に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね平成31(2019)年10月になります。なお、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

### (2) 給与

協議会給与規程(平成6年4月1日制定)等の規定に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整します。

試験区分	初任給（現行）	諸手当
事務職	175,400円 (注) 大学卒の初任給	協議会給与規程等に定める扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当等を該当者に支給する。

### (3) 勤務時間等

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。

## 7 試験結果等について

- (1) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、協議会前掲示板に掲示するほか、協議会ホームページでも公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や協議会ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- (2) 次の5項目については、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。(総合得点、科目別得点、受験者数、順位、合格最低点)
- (3) 最終合格者から平成31(2019)年9月末日までに採用辞退者等がでた場合は、最終面接者と協議の上補欠合格者の中から最終合格者の繰上補充を行います。補欠合格者の有効期間は、原則として合格発表の日から平成31(2019)年10月1日までとなります。  
なお、上記期日までに最終合格者に繰り上がらなかった場合はその資格を失うこととなります。

## 8 その他

- (1) 試験会場に自動車は駐車できません。また、昼食等は各自で用意してください。
- (2) 試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等の出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、前記以外のものは、許可なく使用できず、机上にも置けません。
- (3) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験それぞれにおいて、協議会が指定した日時及び場所で、全ての科目を受験した方を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とします。
- (4) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (5) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (6) 申込者数や平均点等についても順次、協議会ホームページで公開します。
- (7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、協議会とは一切関係がありませんのでご注意ください。
- (8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程を変更等する場合は、協議会ホームページでお知らせします。
- (9) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに下記まで問い合わせてください。

申込先 及び 問合せ先等

〒790-0808

愛媛県松山市若草町8番地2

松山市総合福祉センター 1階

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総務調整課

TEL : 089-941-4122 FAX : 089-941-4408

<http://www.matsuyama-wel.jp/>